



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
4月10日(土)  
号 外  
第33号

## 目 次

### 告 示

○家畜等移動禁止区域の指定の解除..... 1

## 告 示

### 栃木県告示第219号

栃木県家畜伝染病まん延防止規則（昭和29年栃木県規則第27号）第5条の規定による移動を禁止する区域及び家畜等の指定を次のとおり解除する。

令和3(2021)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定した告示番号及び年月日  
令和3(2021)年3月13日付け栃木県告示第123号
- 2 禁止家畜等  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 3 移動の禁止を解除する区域  
次の図のとおりとする。  
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県農政部畜産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

(畜産振興課)